

## ○宮崎大学産学共創会議要項

〔 令和5年3月31日  
制 定 〕

### (設置)

第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）に、本学と産業界との連携を一層強化し、産業界との共創活動を通じて、地域の活性化、産業の振興及びそれを支える人材育成等に取り組み、地域社会の発展に寄与することを目的とし、宮崎大学産学共創会議（以下「本会議」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「企業等」とは、宮崎県内に本社若しくは事業所を置く企業、経済団体又は本学と事業等において関わりのある企業若しくは経済団体等をいう。
- (2) 「産学共創会議メンバー」とは、第1条に定める本会議の目的に賛同したうえで、寄附金による本学への継続的な支援を希望し、第4条に定める入会手続きを経て入会した企業等をいう。

### (メンバーの種類)

第3条 産学共創会議メンバーの種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別会員
- (2) 一般会員

### (入会手続き)

第4条 企業等は、産学共創会議メンバーへの入会を希望するときは、所定の入会申込書により申込みものとする。

- 2 本学研究・産学地域連携推進機構長（以下「機構長」という。）は、前項の申込みを受けたときは、入会の可否を決定し、当該企業等に通知するものとする。

### (会費)

第5条 前条第2項により、産学共創会議メンバーとして入会承認の通知を受けた企業等は、所定の期日までに会費を寄附金として本学に納入するものとする。

- 2 前項の会費は、産学共創会議メンバーの種類により、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別会員 1口 月額 50万円（年額600万円）
- (2) 一般会員 1口 月額 4,200円（年額5万円）

- 3 本学の事業年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の途中において、産学共創会議メンバーとして入会承認の通知を受けた企業等の会費は、入会承認を受けた月の翌月分から納入するものとし、前項に規定する月額をもって算出された金額とする。ただし、算出した金額を超える額を納入する希望が企業等からある場合は、それを妨げない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、同項各号に規定する年額を超える年額会費での申込みができるものとする。

- 5 既納の会費は、返還しないものとする。

(会員期間)

第6条 会員期間は、本学の事業年度とし、第8条に規定する退会の届出がない場合は、期間を更新するものとする

(会議等)

第7条 本学は、本学及び産学共創会議メンバーの交流等を目的として、年に一回、報告会及び意見交換会を開催するものとする。

2 前項のほか、本学は、産学共創会議メンバーに対し、本学が開催するイベント等の開催情報を提供するものとする。

3 産学共創会議メンバーは、本学が示す特典を受けることができる。

(退会)

第8条 産学共創会議メンバーは、退会しようとするときは、退会する日の1月前までに、所定の退会届を提出するものとする。

(資格の喪失)

第9条 産学共創会議メンバーは、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 当該企業等が解散したとき。
- (2) 本学の名誉又は信用を著しく損なう行為があったと本学が認めたとき。
- (3) 反社会的勢力又はその関係者であると認められたとき。
- (4) その他機構長が産学共創会議メンバーとして不相当と判断したとき。

(事務局)

第10条 本会議の事務局は、本学研究・産学地域連携推進機構に置くものとする。

2 本会議の事務は、関係部局等の協力を得て、研究・産学地域連携推進機構事務部及び企画総務部が連携し、本会議の運営に必要な事項を処理する。

3 その他事務局の活動に関し、必要な事項は機構長が別に定める。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行し、令和5年2月1日から適用する。